

後継者に事業を円滑に引き継ぎたい

経営承継円滑化法に基づく税制措置等

後継者に事業を承継する場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下、経営承継円滑化法）」に基づき、税制上の特別措置や低利融資を受けることができます。

対象者

【遺留分に関する民法の特例】相続による自社株式等の散逸を防止したい中小企業の後継者

【金融支援】事業承継に伴い、多額の資金ニーズが発生している中小企業とその後継者

【事業承継税制】贈与税・相続税の納税猶予・免除の適用を受けようとする中小企業・個人事業者の後継者

【所在不明株主に関する会社法の特例】中小企業者に該当し、かつ、上場会社等に該当しない株式会社

内 容

(1) 遺留分に関する民法の特例（国）

一定の要件を満たす後継者（親族外も対象）が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続（経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可）を経ることにより、以下の民法の特例の適用を受けることができます。

- ①生前贈与株式を遺留分の対象から除外
- ②生前贈与株式の評価額を予め固定

(2) 金融支援

事業承継に伴う多額の資金ニーズ（自社株式や事業用資産の買取資金、相続税納税資金等）や信用力低下による取引・資金調達等への支障が生じている場合に、都道府県知事の認定を受けることを前提として、以下を利用することができます。

- ①信用保険の別枠化による信用保証枠の実質的な拡大
- ②株式会社日本政策金融公庫等による代表者個人に対する貸付け

(3) 事業承継税制

- ①法人版事業承継税制

都道府県知事による経営承継円滑化法の認定を受けると、非上場株式等を贈与、相続又は遺贈により取得した後継者（親族外も対象）の非上場株式等に係る贈与税・相続税について、納税猶予・免除の申告ができます。

※2026年3月末までに特例承継計画を提出し、2027年12月末までに贈与・相続等が発生した場合、猶予対象となる株式数の制限の撤廃等がされた特例措置の対象

- ②個人版事業承継税制

青色申告（正規の簿記の原則によるものに限る）に係る事業（不動産賃貸業等を除く）を行っていた事業者の後継者として都道府県知事による経営承継円滑化法の認定を受けると、個人事業者の一定事業用資産に係る贈与税・相続税について、納税猶予・免除の申告ができます。

※2026年3月末までに個人事業承継計画を提出し、2028年12月末までに贈与・相続等が発生した場合が対象

(4) 所在不明株主に関する会社法の特例

都道府県知事の認定を受けること及び所要の手続を経ることを前提に、所在不明株主からの株式買取り等に要する期間を短縮することができます。

お問い合わせ先

○遺留分に関する民法の特例

中小企業庁財務課 TEL：03-3501-5803

○金融支援、事業承継税制、所在不明株主に関する会社法の特例

福岡県商工部中小企業振興課 金融係 TEL：092-643-3424